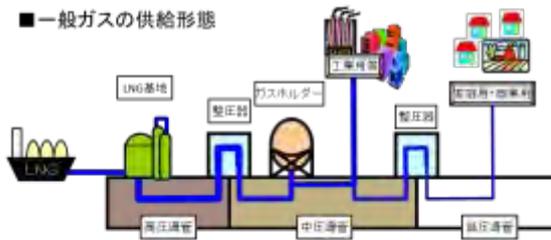


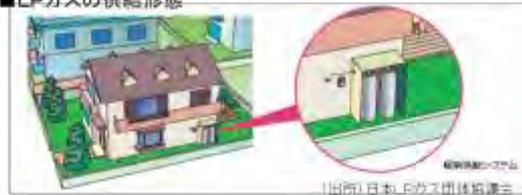
ガス供給の現状（一般ガス、簡易ガス、LPガス）

- ◆ 家庭等へのガスの供給は、「ガス事業法」の規定に基づき、同法の許可を受けて設定した供給区域の需要家の求めに応じ、導管を通じてガスを供給する「一般ガス」（主原料は天然ガス）と、同法の許可を受けて設定した供給地点の需要家（70戸以上の団地）の求めに応じ、団地内に設置した簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）から導管を通じてガスを供給する「簡易ガス」（主原料はLPG）がある（いずれも同法による料金規制等が適用）。
- ◆ このほか、個々の需要地に設置したガスポンプ等によりガスを供給するLPガスがある（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による保安規制等が適用されるが、料金規制は存在しない）。

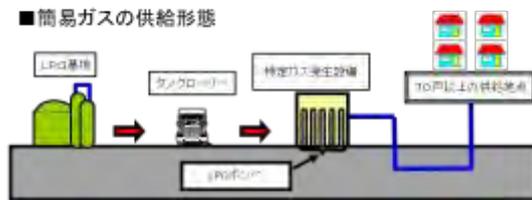
■一般ガスの供給形態



■LPガスの供給形態



■簡易ガスの供給形態



■ガス体エネルギーごとの規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
一般ガス	約2,635万件	363億m ³ /年
簡易ガス	約117万件	1.5億m ³ /年
LPガス	約2,450万件	68億m ³ /年

問2. ガスの小売全面自由化により一般家庭にとって何が変わるのですか。

答. ガスの小売業への参入の全面自由化により、様々な事業者がガスの小売市場に参入してくることで、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者・簡易ガス事業者以外の事業者からガスの供給を受けることも可能になります※。それぞれの事業者が、顧客を獲得するために創意工夫を凝らし競争することで、料金水準の低下に加えてサービスの種類や内容が多様化し、料金メニューの幅が広がるなどの変化が実現する可能性があります。すでに電力・ガス自由化が行われている海外各国では、ネット・固定電話・携帯と電気・ガスのバンドルサービス提供や、低価格ブランドの立ち上げ、スーパー・コーヒーチェーン等の有力チャネルを活用したプロモーションが行われるなど、サービスや価格、販売チャネル等において取組の工夫が見られています。

（※）オール電化やLPガスから都市ガスへの切替えの場合は、都市ガス用の配管やガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器等の消費機器）の調整、取替えなどが必要になる場合があります。

問3. ガスの小売全面自由化によってガス事業者を選択するということはどういうことですか。

答. 現在、家庭等の小口需要に対するガスの販売は、既存ガス事業者（一般ガス事業者・簡易ガス事業者）による地域独占が認められています。このため、消費者はその地域の

既存ガス事業者からしかガスを購入することができません。今般のガスの小売全面自由化とは、こうした家庭等の小口需要に対する地域独占を撤廃し、既存ガス事業者以外の事業者が、既存ガス事業者のガス導管を使って家庭等の小口需要家に対しガスの販売を行うことが可能となることを指します。これにより、消費者はどの事業者からガスを購入するか、自由に選択することが可能となります。

問4. いつからガスの小売全面自由化が行われるのですか。

答. 2017年（平成29年）4月1日です。

問5. いつからガス小売事業者の変更申込みが可能となるのですか。

答. 申込みの受付開始につきましては、電気の小売全面自由化の例によれば2017年（平成29年）1月より変更申込みの事前受付が本格化し、2017年（平成29年）3月以降、正式に変更手続きが完了するものと想定されますが、詳細は事業者ごとに異なるため各ガス小売事業者にお問い合わせください。

問6. ガス小売事業者を見極めるポイントは何でしょうか。

答. まず、ガス小売事業者が、ガス事業法に基づき登録されている事業者かどうかを確認してください。登録を受けた事業者は、資源エネルギー庁のホームページにおいて公表していきます。また、2017年（平成29年）3月までに、一般ガス事業、簡易ガス事業の許可を受けている事業者につきましては、登録を受けたものとみなされる予定です（みなしガス小売事業者）。資源エネルギー庁のホームページにおいて公表を行っていく予定ですので、御確認ください。ただし、自ら登録を受けていなくても、登録を受けたガス小売事業者（みなしガス小売事業者を含む）の代理・媒介・取次ぎ業者として勧誘を行うこともありますので、当該事業者にご確認いただくとともに、場合によってはガス小売事業者にも当該事業者が実際に代理・媒介・取次ぎ業者であるかを確認することをお勧めします。さらに、ガス小売事業者には、料金を含む供給条件の書面による説明義務がガス事業法上課されていますので、その内容を確認してください（注：指定旧供給区域等小売供給約款・指定旧供給地点小売供給約款（経過措置約款）には説明、書面交付義務は課されません）。最後に、料金のみではなく、保安に対する取組や、契約期間、契約解除などの諸条件をよく確認して、納得して契約をしていただくことが重要です。

[\(参考1\) 資源エネルギー庁 HP 登録ガス小売事業者一覧](#)

[\(参考2\) 資源エネルギー庁 HP 一般ガス事業者の概要](#)

資源エネルギー庁 HP 簡易ガス事業の許可を受けている事業者一覧（準備中）

[\(参考3\) 注意すべきポイント](#)

- ・ガス小売事業者の社名や連絡先
- ・代理、媒介、取次ぎの場合、当該代理・媒介・取次ぎ業者の事業者名や連絡先

- ・いつからガスを供給するのか？
- ・契約期間はいつからいつまでか？
- ・契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ・毎月のガス料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ・通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用について
- ・ガス料金の割引がある場合、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ・契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？
- ・ガス小売事業者や消費者などが果たすべき保安上の責任はどういったものがあるのか？
など

問7. 現在契約を結んでいるガス事業者との契約を解約する際に、解約金の支払いなどが必要になるのでしょうか。

答. 従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者との契約の場合には、例えば選択約款での契約など一部の料金メニューでは、精算金・解約金等が発生する契約（約款）となっている場合があります。詳しくは、現在の一般ガス事業者にお問い合わせいただくか、契約の内容を御確認ください。

LPガス販売事業者との契約の場合にも、契約の内容によって設備代金の精算等が発生する場合がありますので、現在のLPガス販売事業者にお問い合わせいただくか、契約内容を御確認ください。

また、2017年（平成29年）4月のガスの小売全面自由化後、新たにガス小売事業者と契約した場合には、料金プランによっては、解約金が発生することがありますので、契約締結前によく御確認いただくとともに、契約締結後も、よく契約内容を御確認ください。

問8. 変更したガス小売事業者との契約を解約し、更に別のガス小売事業者に切り替える際に気をつけることはありますか。

答. 変更したガス小売事業者から、更に別のガス小売事業者に切り替える際には、変更前のガス小売事業者との契約によっては、解約に当たって、違約金、解約金が発生する可能性があります。変更前のガス小売事業者の解約条件について、事前に御確認いただくことをおすすめします。また、訪問販売や電話勧誘販売を受け、ガス小売事業者などとの間でガスの供給契約を締結した場合のクーリング・オフの取扱いについては、問45も御参照下さい。

問9. ガス小売事業者を切り替えるための手続（現在契約している一般ガス事業者等に連絡する必要があるか等）とそれにかかる期間について教えてください。

答. ガス小売事業者の切替えを希望される場合は、都市ガス事業者間の切替えについて

は、原則切り替えようとする先のガス小売事業者に御連絡下さい。オール電化やLPガスから都市ガスへの切替えの場合は、契約解除について切替え前の事業者にも連絡を行う必要があるほか、都市ガス用の配管やガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器等の消費機器）の調整、取替えなどが必要になる場合がありますので、供給開始をいつにするかについては切替え後のガス小売事業者と調整する必要があります。

切替えに要する期間は、スイッチングシステムを備える大手一般ガス事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）管内の都市ガス事業者間の切替えについては、原則としてスイッチング申込みから5営業日以降の定例検針日とされています。それ以外のガス小売事業者や、オール電化やLPガスからの切替えの場合、具体的な切替日については切り替え先のガス小売事業者に御確認下さい。なお、2017年（平成29年）4月の都市ガスの小売全面自由化の開始の直前・直後など、ガス小売事業者の切替申込み数が非常に多い場合は、切替えに時間がかかる可能性があります。

問10. ガス事業者を変更すると、新しい導管（内管含む）が自宅に引かれることになるのですか。

答. 現在、従来の一般ガス事業者からガス供給を受けている場合は、既存の導管を使用するため新たな導管を敷設する必要はありません。オール電化やLPガスからの切替えの場合等は、導管の敷設や入替等が必要になる場合があります。

問11. 私の住んでいる地域でガスを買うことができるようになるガス小売事業者を教えてください。

答. ガス小売事業者が供給を行う地域は、事業者ごとに異なりますので、各ガス小売事業者にお問い合わせください。また、登録を受けたガス小売事業者の登録リストに、各事業者の供給予定地域や一般家庭への販売予定に関する情報を掲載していきます。

[\(参考\) 資源エネルギー庁 HP 登録ガス小売事業者一覧](#)

[\(参考2\) 資源エネルギー庁 HP 一般ガス事業者の概要](#)

資源エネルギー庁 HP 簡易ガス事業の許可を受けている事業者一覧（準備中）

問12. 地方でも新規参入者からガスを買うことができますか。

答. ガスの全面自由化により、地方においても新規参入者からガスを買うことができる可能性が開かれることとなります。今回の法改正により、全てのガス導管事業者に導管の相互接続に関する努力義務を課すなど、導管の相互接続促進を行うことにより、電気事業者などの新規事業者による広域的な新規参入が期待されます。実際に参入するガス小売事業者が存在するかどうかは、資源エネルギー庁 HP を確認するとともに、個別にガス小売事業者にお問い合わせください。

[\(参考\) 資源エネルギー庁 HP 登録ガス小売事業者一覧](#)

問13. 特に地方では自由化後に新規参入がないと規制なき独占が生じ、料金が値上がりするのではないですか。

答. ガスの小売全面自由化後も、ガス小売事業者間や他のエネルギー事業者との適正な競争関係が確保されていない地域においては、適正な競争関係が確保されていると認められるまでの経過措置として、小売料金規制を残すこととしています（問 14 参照）。経過措置期間中の一般家庭向けの規制料金については、引き続き認可制とされるため、値上げに際しては行政の事前審査を経る必要があります。また、経過措置を解除することとなるガス小売事業者には十分な競争が働いており、安易な料金値上げにはつながらないと想定しています。また、行政も自由化後の市場動向について監視を行っていきます。

問14. 小売料金規制の経過措置とは何ですか。

答. 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ですが、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者や簡易ガス事業者と、他のガス小売事業者等との間に適正な競争関係が認められない場合には、消費者の利益が阻害されることのないよう、当該一般ガス事業者・簡易ガス事業者※に対しては小売料金規制を残すというのが経過措置料金規制です。

（※）一般ガス事業者は供給約款料金を作成している単位、簡易ガス事業者は簡易ガス事業に係る団地単位での指定となります。

[（参考1）ガスシステム改革小委員会（第29回）事務局提出資料 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について 平成28年2月23日](#)

[（参考2）電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合（第10回）経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について 平成28年9月](#)

問15. 小売料金規制が課されない事業者もいるのでしょうか。

答. 従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者・簡易ガス事業者と、他のガス小売事業者等との間に適正な競争関係が認められる場合には、当該一般ガス事業者・簡易ガス事業者※に対しては経過措置料金規制を課さず、競争によって消費者の利益を増進させていくこととし、事後監視をしっかりと行っていきます。

なお、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者・簡易ガス事業者が地方公共団体の場合（公営事業者の場合）は、その運営が議会により監視されており、不当な値上げの蓋然性は小さいと考えられることから、経過措置料金規制を課さないこととしています。また、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者・簡易ガス事業者の旧供給地点が、マンションなどのビル単位で供給するもの（集合住宅型）のみに係る場合につきましては、集合住宅のオーナーやマンション管理組合などにより、当該住宅に対してガスを供給するガス小売事業者の料金値上げに係る抑止力が働くこと